

公布された規則のあらまし

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則の一部を
改正する規則（規則第四六号）

1 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に
伴い、所要の改正を行うこととした。（第一条関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。